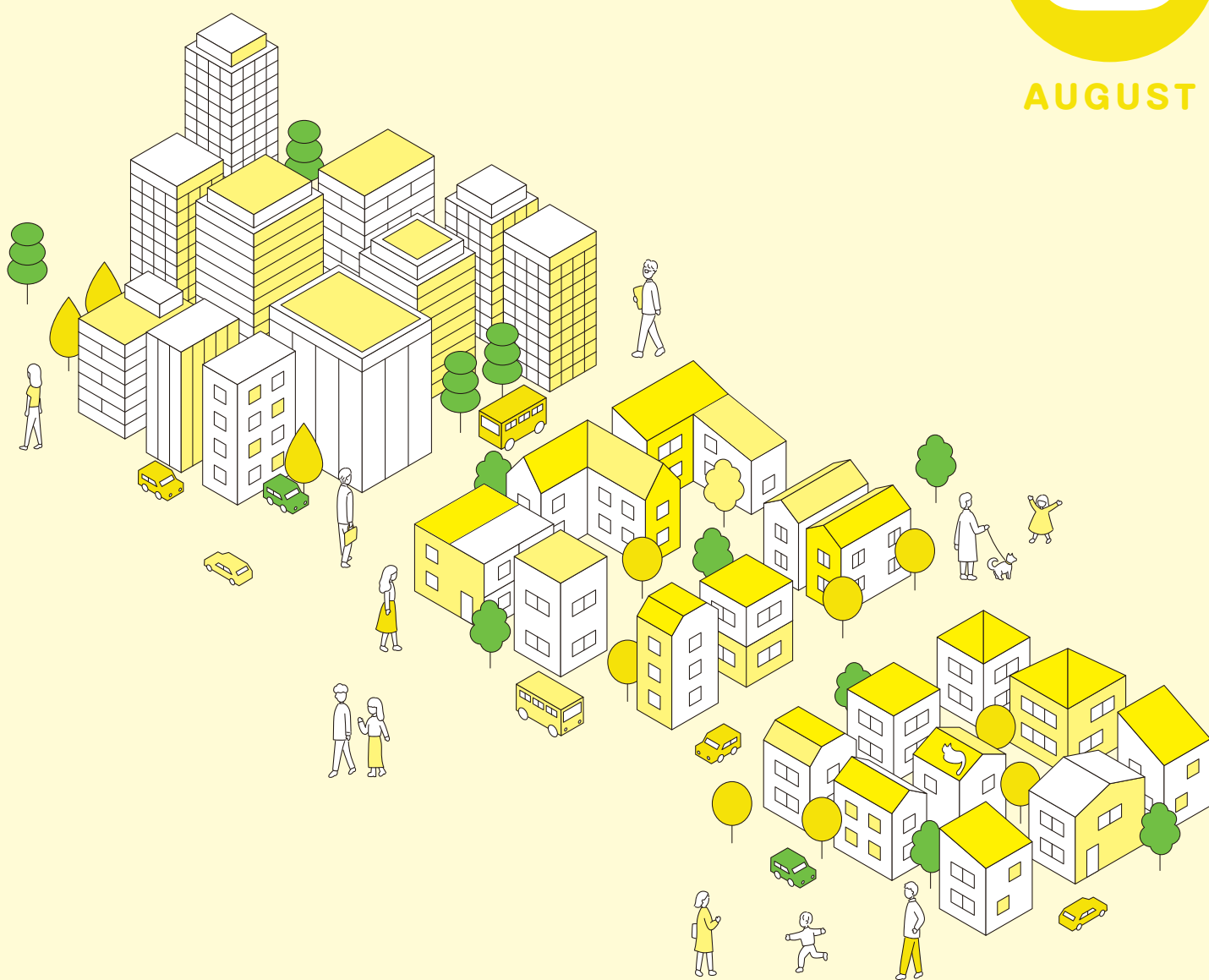


JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和7年8月 第536号





令和7年8月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 未来への備えと挑戦
～名古屋消防 10 年戦略に込めた決意～
名古屋市消防局長 伊藤 一義

随想

- 4 検定制度と検定協会 第6回
～性能規定化と検定協会 (3) ～
元東京理科大学火災科学研究所教授 博士 (工学) 小林 恭一

協会情報

- 12 令和6年度 事業の結果について
総務部
- 17 令和6年中の規制対象物における火災発生状況 (その1)
大阪市消防局予防部

お知らせ

- 29 第73回全国消防技術者会議の開催について (ご案内)
消防研究センター
- 30 有効期限を経過した受託評価品目
- 31 協会通信・業界の動き
- 34 新たに取得された型式一覧
- 35 検定・性能評価・受託評価数量 (令和7年7月)
- 38 訂正とお詫び

巻頭のこゝば

未来への備えと挑戦 ～名古屋消防10年戦略に 込めた決意～

名古屋市消防局長
伊 藤 一 義



名古屋市消防局では、今後の社会情勢や課題を見据え、10年先を見通した消防局の在り方を示す「戦略の柱」を掲げ、この戦略の柱に基づき、各所属が短期的な視点で具体的な事業戦略を展開する「名古屋消防10年戦略」を推進しています。本戦略では、毎年度、主要な事業戦略を策定し、早期に局内で共有することにより、職員一人ひとりが方向性を理解し、局全体が一体となって事務事業の推進を図ることを目的としています。

一つ目の戦略の柱は「南海トラフ地震対策」です。

昨年1月に発生した能登半島地震では、多くの方が被災されました。さらに8月には、日向灘を震源とするM7.1の地震を受け、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表され、私たちは改めて巨大地震が現実になり得る脅威であることを認識させられました。南海トラフ地震は「いつか起こる」ではなく、「必ず起こる」という前提に立ち、一人でも多くの命を守るためには今何ができるかをしっかりと考え、備えるべきことに一つ一つ全力で取り組むことが必要不可欠です。

当局ではこれまで、市内全世帯を対象に消防職員が消防団員等と協力しながら戸別訪問を行い、寝室の家具の転倒防止など、命を守るために必要な備えを呼びかけてきました。この活動は地域住民の皆さまから高い評価をいただいております、今後も形を変えながら継続していきます。また、臨場感ある防災体験が可能なVR起震車【NGKクロコくんシミュレーター】も導入しましたので、市民一人ひとりの防災意識を高める啓発活動に、今後より一層力を入れていきます。

そして、地震災害に立ち向かうには、地域防災の要である消防団との連携も極めて重

要です。消防団が消防隊とともに的確な活動が行えるよう、施設・車両・装備の充実を進め、より実践的な訓練にも積極的に取り組んでいます。また、消防隊においては、今年度中に公共安全モバイルシステムなどの導入を予定しており、現場での災害情報の即時共有によって、初動体制の更なる強化を図っていきます。

次に、二つ目の戦略の柱は「令和時代の消防施策」です。

今後の消防行政を担う上で求められるのは、急速に変化する社会への対応力と、名古屋消防としての組織の抜本的強化です。デジタル技術の活用（DX）をはじめ、定年延長、女性活躍の推進など、組織が積極的に取り組むべき課題は多岐にわたっています。こうした変化に適応するため、庁舎の整備、システム改修、より効率的で職員の負担を軽減する新たな資器材の導入に向けた検証などを着実に進めています。

人材育成の観点においても、従来の枠組みにとらわれない柔軟な体制づくりを進めており、たとえば警防職員が予防業務に従事できる体制整備や、指揮・救助・救急を一元的に管理できる「本部機動部隊」の創設など、多様な専門性を備えた人材育成に力を入れています。

また、年々増加する救急需要に対応するため、臨時救急隊の編成、救急車の機動的な運用、日勤救急隊の増隊など、現場の実情に即した柔軟な運用体制の整備も進めており、市民の生命を守る最後の砦としての責任を果たしています。

さらに、消防の広域連携の取り組みとして、今年度からは近隣7消防本部との指令の共同運用が本格的にスタートしました。これにより、災害対応力の向上と効率的な指令体制の構築が進んでおり、その先にある消防の広域化についても、研究会を立ち上げ検討を開始しています。

「名古屋消防10年戦略」は、当局が掲げる組織理念「フィロソフィー」、「人材育成方針」、「名古屋消防命三訓」を実践する上での行動指針でもあります。常に変化し続ける時代の中にあっても、全ての市民に安心と安全を提供し続けるため、私たちは今後も組織一丸となってその使命を果たしてまいります。

最後に、令和8年度には「IFCAA 2026 NAGOYA」と称し、伝統と革新が融合する

名古屋を代表する劇場「御園座」をメイン会場として、アジア消防長協会（IFCAA）総会、全国消防長会総会、国際消防・防災展の同時開催を予定しています。同年度にアジア・アジアパラ競技大会が開催されることもあり、「Synergy（相乗効果）」を開催テーマに掲げ、消防の連携による「安全のシナジー」、競技大会の連携による「文化のシナジー」を生み出し、名古屋の地からアジアとのつながりをより深め、国際的な消防の発展に寄与できるよう、万全の準備を進めてまいります。

検定制度と検定協会 第6回 ～性能規定化と検定協会（3）～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一



本稿では、ルートC（後述）についてその意図や仕組みを解説するとともに、ルートCと消防法施行令（以下「消令」）第32条との関係、ルートCの創設に伴って改正された消防設備士制度や消防設備点検資格者制度、検定制度、遡及適用などの諸制度について、その企図したところを解説します。

特殊消防用設備等と総務大臣の認定

超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する建築物等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないようなものを建築する場合には、その防火安全性を確保するため、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等」で、その性能を判断するのに必要な消令第29条の4第1項の規定に基づく省令が定められていないものを設置したい、というニーズが生ずる可能性があります。これらについても、必要な「性能」を有するものについては円滑に設置を認めていくことが必要であるため、消防法の性能規定化の一環として、消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられました。

この制度は、一般的な審査基準が確立されていない「特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」）」を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、必要な性能を有するものについては円滑に設置できるようにする途（ルートC）を開くことを企図したものです。また、これにより総務大臣に技術的知見を蓄積し、同種の設備が一般的になった場合には、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令を定める（ルートB）ことに繋げることにより、消防長等が円滑、的確にこの種の消防用設備等の設置を認めることができるようにすることも

企図しています。

「特殊消防用設備等」については、消令第29条の4第1項の規定に基づく設備等と同様、「通常用いられる消防用設備等」と同等の地位（表1参照）が与えられるほか、

- ① 検定制度の適用除外（消令第37条）
- ② 点検報告制度の特例（消防法施行規則（以下「消則」）第31条の6第2項及び第3項並びに平成16年（2004）消防庁告示第9号（以下「告示9号」））

という二つの措置を講じて、特殊消防用設備等の導入の円滑化に配慮するとともに、このジャンルにおける技術開発を促進しようと企図しています。

表1 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同様の「消防用設備等」とされた効果

- ① 設置維持義務（消防法第17条第1項）
- ② 設置時における消防長等への届出及び検査（消防法第17条の3の2）
- ③ 点検及び報告義務（消防法第17条の3の3）
- ④ 消防長等の設置維持命令（消防法第17条の4）
- ⑤ 消防設備士の業務独占（消防法第17条の5）
（従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。（消令第36条の2第1項及び第2項））
- ⑥ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出（消防法第17条の14）
- ⑦ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務（消則第31条の3第2項）
- ⑧ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略（消則第31条の3第3項）
- ⑨ 登録認定機関による消防用設備等の認定（消則第31条の4）

設備等設置維持計画

消防法第17条第1項の関係者は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務大臣が「必要とされる防火安全性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を用いることができると思いますが、この総務大臣の認定の際に不可欠なものとして位置づけられているのが「設備等設置維持計画」です（消防法第17条第3項）。

「特殊消防用設備等」は、「通常用いられる消防用設備等」の延長上にある場合もありますが、これまでの消防用設備等とは全く異なる種類のものである可能性もあります。このような「特殊消防用設備等」を、どのような防火対象物に、どのように設置し、どのように維持管理していくか、ということは、「特殊消防用設備等」の有する防火安全性能についての判断に不可欠ですが、あらかじめ基準として定めておくことはできません。

このため、「特殊消防用設備等」を設置しようとする防火対象物の関係者は、自ら当該設備の設置及び維持に関する計画（設備等設置維持計画）を作成することとされました（消防法第17条第3項）。総務大臣の認定の際には、当該設備が「設備等設置維持計画」に従って設置し、及び維持されることが前提となっており（同条第3項）、日本消防検定協会等が行う性能評価の際にはこの計画を前提として評価することとされています（消防法第17条の2）。

また、設置時における消防長等への届出及び検査（消防法第17条の3の2）、点検及び報告（消防法第17条の3の3、消則第31条の6）及び消防長等の設置維持命令（消防法第17条の4第2項）については、この「設備等設置維持計画」への適合性の有無をチェックすることになります。

このように、特殊消防用設備等の設置にあたっては、その防火安全性能の担保手段として「設備等設置維持計画」が極めて重要な役割を担っていることに留意しなければなりません。

点検報告制度の特例と特種消防設備点検資格者

消防用設備等に係る点検、報告制度については、消防法第17条第1項に基づく消防用設備等と同様に、特殊消防用設備等についてもその対象とされました（消防法第17条の3）。

特殊消防用設備等の場合は、点検の方法を簡略化したり点検期間を延長したりすること自体を大きな目的として開発される場合もありえますので、点検・報告の期間については、前述のとおり、防火対象物の関係者が作成する「設備等設置維持計画」に定めるところによることとされています（消則第31条の6第2項、第3項及び告示9号）。

また、特殊消防用設備等に係る点検方法については、同様に「設備等設置維持計画」によるものとし、点検報告書の様式についても、通常の報告書の様式に「設備等設置維持計画」で定める点検表を添付して行うこととされています（告示9号）。

さらに、特殊消防用設備等の点検の十全を期するため、消防用設備等の点検資格者制度に「特種」という資格の種類が新設されました。この結果、特殊消防用設備等の点検を行うことができる者は、「特種消防設備点検資格者」又は後述の特類の甲種消防設備士に限られることになりました（平成16年（2004）消防庁告示第10号）。

甲種特類消防設備士

消防法第17条の5の消防用設備等の工事又は整備に係る業務独占については、「設備

等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等」もその対象とされました（同条第2号）。これにより、特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものについては、案件ごとに消防庁長官が業務独占の対象として定めていくことになりました（消令第36条の2第1項）。

また、特殊消防用設備等の工事又は整備を行う消防設備士については、「特類」というジャンルが新設されました（消則第33条の3）。この結果、特殊消防用設備等のうち、消防設備士の業務独占の対象とされたものについては、「特類」の甲種消防設備士の資格を有する者でなければ工事又は整備を行ってはならないことになりました。

特殊消防用設備等は、従来の消防用設備等の概念を超えた高度な技術を用いたものであることが期待され、実際にも、様々な設備や建築構造の組み合わせによって必要な防火安全性能を満たそうとすることが予想されますので、「特類」の甲種消防設備士は消火設備系（第1類～第3類のいずれか一つ以上）、情報設備系（第4類）及び機械設備系（第5類）という3種類全ての消防設備士の資格を有していなければ受験できないこととされました（消則第33条の8第2項）。この結果、甲種特類の消防設備士は、3種類の甲種消防設備士の資格を有する上に特類の資格を有する「スーパー消防設備士」的な性格を持つことになりました。

検定制度の適用除外

消防長等が消令第32条を適用して「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の設置を認めようとする場合に、大きな障害となっていたのが消防法第21条の2に基づく検定制度でした。「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の一部又は全部が「検定対象機械器具等」に該当する場合には、これらが総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格（以下「規格省令」）に適合していなければ使用できないこととされており、かつ、消防法第21条の2に係る規定は、消令第32条に基づき適用しないことができる「この節（令第2章第3節）の規定」の範囲外だからです。

このため、それぞれの消防用設備等の規格省令に特例条項（例；消火器の技術上の規格を定める省令第53条など）を設け、規格省令に適合しないけれどもこれと同等以上の性能を有すると認められるものについては、総務大臣がそのための専用の基準を作成して検定することとして弾力化が図られました（昭和62年（1987）本誌令和7年（2025）4月号拙稿「検定制度と検定協会」第4回～性能規定化と検定協会（1）参照）。しかし、この仕組みは、総務大臣による「型式承認」や日本消防検定協会による「個別検定」な

どの枠組み内での弾力化であったため、工事日程が詰まっている具体的な防火対象物に設置する場合などには、手続に時間と労力がかかることなどから、改善を求める声が上がっていました。

このため、性能規定化に係る一連の改正の一環として、消令第37条が改正され、「(消防)法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの」については、日本消防検定協会等の性能評価を踏まえて総務大臣が認定することによりその防火安全性能が確認されることを前提に、検定対象機械器具等の範囲から除くこととされました。

特殊消防用設備等と遡及適用

既存の特定防火対象物における消防用設備等に対する消防法第17条の2の5第2項第4号に基づく遡及適用の規定は、「特殊消防用設備等」については適用されないこととされました。遡及適用対象とするには、同号に「消防法第17条第3項の特殊消防用設備等」を追加する必要があるのですが、性能規定化に係る一連の改正の際に、これを追加しないこととしたのです。

消防法第17条の2の5第2項第4号の規定は、消防用設備等にかかる技術上の基準の整備が十分でなかった時代（昭和49年（1974））に、大阪市千日デパートビル火災（昭和47年（1972）、118人死亡）、熊本市大洋デパート火災（昭和48年（1973）、100人死亡）などの多数の死者を伴う火災を契機として強化された消防用設備等の規制を、既存の防火対象物にも遡及的に設置させることを主な目的として制定されたものですが、その後制定又は改正された現行の技術上の基準は、必要な安全水準を一定程度満たしていると考えられます。一方、特殊消防用設備等は、その防火安全性能が現行の消防用設備等と同等以上の水準であることについて、高度な識見を有する日本消防検定協会又は登録検定機関が性能評価を行い、その結果を踏まえて総務大臣が認定するものです。特殊消防用設備等を遡及適用の対象としないことについては、このような両条文の趣旨や制定経緯などを勘案して判断したものです。

消防防災システムの高度化推進要綱

著しく大規模化、高層化、複合化又は大空間化が進んだ防火対象物において、適切な火災監視、制御等を行い、火災時に的確に対応するには、通常の警報設備等では十分ではないため、防火対象物の規模、構造、複合化の状況、利用形態、利用時間帯等、個々の防火対象物の実態に応じて、総合操作盤を中心とした総合消防防災システムが設置さ

れることが多くなっています。

総合消防防災システムについては、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」（昭和61年（1986）消防予第171号）による技術的知見を踏まえ、平成9年（1997）に「総合消防防災システムガイドライン」（平成9年（1997）消防予第148号）として示されています。

しかしながら、総合消防防災システムが、設置される防火対象物の状況に応じた的確に機能するかどうかについては、一般的な判断基準を示すことは困難であるため、当該防火対象物の構造特性に応じた火災性状を前提として、ハード面とソフト面を総合した火災対応の内容、火災に関する情報処理・伝達システムに係るアルゴリズム等についての専門的な評価が不可欠です。

このため、平成16年（2004）6月、消防庁次長から「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」（平成16年（2004）消防予第66号）が示され、現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システムや高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないもの（複数の総合操作盤を設置する場合なども該当します）については、積極的に特殊消防用設備等として位置づけることにより、消防防災システムの高度化を促進していくこととされました。

このため、消防防災システムの高度化を促進するため「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」とセットで行われていた消防庁長官表彰制度については、「特殊

表2 令和6年度（2024）優良消防用設備等表彰（消防庁）

防火対象物名称	優良消防用設備等名称
温故創新の森 NOVARE 旧渋谷邸	伝統的建造物自動火災 検知放水システム「慈雨」
ミュージックテラス（Kアリーナ横浜・ヒルトン横浜・Kタワー横浜）	大空間機械排煙設備
虎ノ門一・二丁目地区 第一種市街地再開発事業 及び東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅	・火災に関する情報を相互に伝達する機能を有する複数の総合操作盤を用いた設備 ・管理形態及び避難誘導を考慮した音声警報によるきめ細やかな放送を行う設備
麻布台ヒルズ 森JPタワー&レジデンスA・ガーデンプラザC	・火災に関する情報を 相互に伝達する機能を有する複数の総合操作盤を用いた設備 ・管理形態及び避難誘導を考慮した音声警報によるきめ細やかな放送を行う設備

消防用設備等のうち特に優れたものについて、年度ごとに表彰する」という形で存続することとされました。以後、毎年度数件の特殊消防用設備等が消防庁長官によって表彰されており、令和6年度（2024）に表彰されたものは（表2）の4件となっています。

消令第32条の改正

従来、消防長又は消防署長は、「①（個別の）防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最小限度に止めることができる」と認められる場合」と、「②通常用いられる消防用設備等と同等以上の効力があると認められる「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いる場合」には、消令第32条を適用して通常の技術上の基準を適用しないことができることとされており、そのような場合の取扱いについては消防長等に委ねられていました（前出「検定制度と検定協会」第4回～性能規定化と検定協会（1）参照）。

消防法に性能規定が導入され、消令第29条の4に基づく「客観的検証法」ルート（ルートB）と消防法第17条第3項に基づく「総務大臣認定」ルート（ルートC）が創設されると、同様の権限を国と地方公共団体の双方が行使することは法制上不自然であることから、上記②をそのまま存続することは困難になりました。

このため、消令第32条のうち②については削除することとされましたが、残る①が従来のままだと、同条を適用するには「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」、「延焼のおそれが著しく少ないこと」及び「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」の3つの要件を満たすことが必要で、その適用範囲が著しく限定されることとなります。

このため、建物の防火安全性が高まって来ていること、消防法令の適用について防火対象物の実態に即した柔軟な対応が求められていることなどの状況を踏まえ、「火災等の災害による被害を最小限度に止めることができること」が満たされる場合には、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ないこと」のいずれかが満たされていれば、十分な防火安全性が確保できるものと考え、旧消令第32条の「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少な」という要件を「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少な」という要件に改めることにしました。

消防法の性能規定化の意義

消防用設備等は、昭和35年（1960）に現行のような法体系になって以来、その種類、性能等に大きな変化はありませんでしたが、性能規定の導入により、全く新しい「消防

の用に供する設備等」が積極的に開発されていく環境が整備されたのだと思います。

「性能規定化」とは、開発者の発想により行われた技術開発について、審査する側がその性能を何とかして判断しなければならない、ということです。

国民の安全に直結するものであるだけに、技術開発が斬新であればあるほど、判断に費用や時間がかかるかも知れませんが、とにかく、「基準にあっているから合格、いないから不合格」ではなく、「性能があるから合格、ないから不合格」ということになるわけです。

この「性能規定化」により、国民の防火安全水準を確保しつつ出来るだけ経済合理性を求める、という政府全体の方針を踏まえて新たな仕組みが構築されたことになります。これにより、消防法が求める性能（安全水準）を達成するための方法論が多様化して、より経済性、合理性にすぐれた設備等が用いられるようになると期待されます。建築出身の私としては、それに止まらず、「性能規定化」を梃子とした新たな消防用設備等の開発により、建築空間の新たなジャンルの実現をリードすることなども期待しています。



令和6年度 事業の結果について

総務部

当協会の令和6年度事業報告等について、令和7年6月18日に総務大臣へ提出しました。

その概要は、以下のとおりです。

I 主要業務重点事項の実施結果

1 試験・検査業務の信頼性の確保

(1) 業務の適正な実施体制の確保・充実

組織全体としてコンプライアンスの確保と厳正かつ公正な事業の実施体制の確保に努めるため、協会職員へのコンプライアンスに係る内部研修の実施及び不正受検に対する再発防止対策の運用を業務確認により確認した。

また、地震等災害時への影響を最小限にとどめるための事業継続計画をより確実なものとするため、地震及び火災を想定した災害対応訓練を実施し、業務の適正な実施体制の確保に努めた。

(2) 試験施設・設備の整備

試験施設等の長期的な整備を実施するための試験施設等整備計画（長期計画）に基づき、中央試験場の建設については計画どおり令和6年9月に完了し、中央試験場への試験設備等の移転についても事業の継続性を確保しつつ、試験設備等の更新、移動、設置、調整、点検及び校正を行い、予定どおり令和7年3月に完了させるとともに、(旧)中央試験場の解体に向けて、アスベスト含有の建材調査を行うなどの準備を進めた。

また、試験施設・設備等整備中期計画に基づき、試験施設・設備関係では、スプリンクラーヘッド散水試験装置の点検・校正、排煙浄化設備のフィルタ交換等の整備により、試験の精度の確保に努めた。

(3) 試験品質・検査品質の確保・維持・向上

国際規格「ISO/IEC17025 試験品質システム」に適合する認定試験所として信頼性の高い試験データの確保・提供を行うため、品質方針及び品質目標を掲げ、試験品質マニュアル等を遵守しながら試験業務を遂行するとともに、測定機器等の校正、内部監査、マネジメントレビュー等を適切に実施し、試験品質システムの維持・向上に努めた。

また、検査品質の信頼性を高めるために、職員の検査技術の向上に努めた。さらに、検定業務等について、関係団体からの要望を踏まえ、業務の改善・効率化に向けての協議、検討を開始した。

(4) 職員の教育研修の充実

試験・検査の信頼性を確保するため、内部研修会において、不正受検の防止、職員のハラスメント防止及び情報セキュリティに係る意識の啓発に取り組んだ。

また、消防大学校への研修派遣、測定等試験技術や品質管理体制等の審査及び安全管理に係る外部研修への積極的参加により、職員の知識及び技術力の向上を図った。

(5) 法令遵守の徹底

検定等技術協議会において、消防用機械器具等の受検者に対して検定制度の主旨や適正な手続きの徹底等に係る注意喚起を行った。

2 消防用機械器具等の調査、普及等

(1) 消防用機械器具等の性能、機能に関する調査

関係機関と連携して、住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査研究及び設置されてから経年使用した検定対象機械器具等に関する調査を行い、報告書を取りまとめた。

(2) 消防用機械器具等に関する各種課題への対応

EV消防ポンプ自動車、リチウムイオン電池の貯蔵施設に係る新たな消火設備、泡消火薬剤等の有機フッ素化合物の環境問題などの課題への対応について、消防庁予防課、学識経験者、関係機関及び関係団体と検討、調整を行い、規格の改正や基準の特例に係る技術的な事項について総務大臣に意見を具申した。

(3) 住宅防火対策の普及対応

本格的な高齢者社会を迎え、高齢者等を中心とした住宅火災による死者数の低減を図るため、関係機関と連携して住宅用防災警報器などの防火・防災に関する啓発用グッズの制作及び配布、住宅用消火器等の設置及び適正な維持管理方法の推進に関する情報提供等を行い、住宅防火対策の普及推進に取り組んだ。

(4) ISO/TC21への対応

消防器具のISO規格に関し、SC（分科会）及びWG（作業部会）へ参加し、関係機関と連携を図りながら、国際的な動向の把握等に努めた。

また、ISO/TC21協議会に対して、負担金の拠出や職員の派遣による支援を行った。

(5) AFIC活動への参加

令和6年11月、インドで開催された第11回AFIC（アジア防火検査協議会）総会について、書面会議で参加し、情報収集等に努めた。

(6) 消防用機械器具等の規格及び認証制度の紹介等

日本で認証された消防用機械器具等の海外への普及に資するため、令和6年8月にベトナム国ホーチミンで開催された防災展（Fire Safety & Rescue VIETNAM）に出展し、日本の消防機器等の規格及び協会が実施している認証制度について紹介を行った。

また、令和7年2月に日本消防検定協会において、ベトナム公安省消防救難警察局職員に対し、消防庁予防課及び一般社団法人全国消防機器協会と共に、消防用機械器具等に係る規格の解説、試験方法の実演等火災予防技術に関する研修を実施した。

3 協会業務に関する情報提供・広報の充実等

(1) 消防用機械器具等に関する技術情報の提供の充実

協会が実施している検定対象機械器具等の試験・検査に関する情報、調査研究・試験に関する技術情報について、ホームページ及び機関誌により公表するとともに、消防本部等が開催する研修等への協会職員の講師派遣、全国消防長会が開催する委員会への参加により、協会の業務内容及び消防用機械器具等について、情報の提供

を行った。さらに、法令改正等に伴う変更内容の周知を図るため、関係団体と共に、消防職員を対象とした講習会（予防技術講習会）、消防用機械器具等の製造販売者を対象とした研修会（消防機器等に関する研修会）を開催するなど、幅広く情報提供に努めた。

（２）広報の充実

科学技術週間にあたり、消防庁消防大学校・消防研究センター及び一般財団法人消防防災科学センターとともにオンラインと実開催の併用で一般公開を行うなど、使用者、利用者をはじめ消防関係機関の関係者、一般の方々に対し、協会の業務の紹介や消防用機械器具等に関する適正な知識の普及啓発に努めた。

また、ホームページのリニューアルを行い、画面レイアウトの見直し、スマートフォン閲覧への対応や検定対象機械器具等の型式情報等の検索システムを導入するとともに、機関誌の電子化を図るなど、広報の充実に努めた。

Ⅱ 損益等の状況

令和６年度の各事業における収入については、前年度と比較して検定事業は8.1%の減収、受託事業は3.2%の増収となり、その結果、事業収入は6.0%減少して18億4,142万166円となった。

事業収入と事業外収入と合わせた収益は18億7,657万327円となり、前年度と比較して5.8%の減収となった。また、費用については19億9,747万4,962円の支出となり、前年度と比較して7.2%の増加となった。

これらの結果、令和６年度は当期損失金１億2,090万4,635円を計上した。

令和6年度損益計算書

令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

費 用			収 益		
勘 定 科 目	金 額		勘 定 科 目	金 額	
	円	円		円	円
事業費		1,823,752,180	事業収入		1,841,420,166
検定事業費	1,283,980,130		検定事業収入	1,465,472,073	
受託事業費	308,455,125		受託事業収入	375,948,093	
調査研究費	29,401,814				
減価償却費	201,915,111				
一般管理費		169,294,899			
管理諸費	111,566,253				
租税課金	43,274,400		事業外収入		35,150,161
消費税	13,905,000		運用収入	22,931,725	
交際費	549,246		助成金収入	948,000	
			雑収入	11,270,436	
特別損失		4,237,883	当期損失金		120,904,635
固定資産除却損	4,237,883		当期損失金	120,904,635	
法人税、住民税 及び事業税	190,000	190,000			
合 計	1,997,474,962	1,997,474,962	合 計	1,997,474,962	1,997,474,962

令和6年中の規制対象物における火災発生状況 (その1)

大阪市消防局予防部

はじめに

本資料は、令和6年中に発生した火災のうち、消防法でいう消防用設備等の設置又は防火管理について規制を受ける対象物（以下「規制対象物」という。）の火災状況を特に分析し、今後の予防行政を効果的に推進するための火災予防対策資料として作成したものである。

1 火災発生状況

(1) 消防対象物全体の火災

令和6年中における消防対象物全体の火災発生状況は、火災件数721件、焼損床面積5,193㎡、損害額5億9,698万7千円であった。令和5年中に比べて火災件数は14件の増加、焼損床面積は1,985㎡の減少、そして損害額は1億9,461万2千円の減少であった。火災の内訳は、建物火災576件、車両火災47件、船舶火災1件、その他の火災95件、爆発火災2件であった。火災による死者は、放火自殺者を除くと23人で前年に比べて2人増加し、放火自殺者は3人で、前年に比べて1人減少した。また、火災による負傷者は162人で、前年に比べて17人減少した。

表1 火災概況

区分		令和6年	令和5年	比較	比率(%)
		A	B	A-B	A/B
火災件数(件)		721	707	14	102.0
火災種別 (件)	建物	576	551	25	104.5
	車両	47	42	5	111.9
	船舶	1	2	-1	50.0
	航空機	-	-	-	-
	その他	95	109	-14	87.2
爆発火災(件)		2	3	-1	66.7
建物火災 焼損程度 (件)	全焼	13	18	-5	72.2
	半焼	20	18	2	111.1
	部分焼	168	142	26	118.3
	ぼや	375	373	2	100.5
焼損床面積 (㎡)	面積	5,193	7,178	-1,985	72.3
	建物火災1件当たり	9.0	13.0	-4.0	69.2
損害額 (千円)	損害額	596,987	791,599	-194,612	75.4
	火災1件当たり	828.0	1,120.0	-292.0	73.9
死傷者 (人)	死者(放火自殺者を除く)	23	21	2	109.5
	死者(放火自殺者)	3	4	-1	75.0
	負傷者(消防職員を除く)	162	179	-17	90.5
1日当たり	火災件数(件)	2.0	1.9	0.1	105.3
	焼損床面積(㎡)	14.2	19.7	-5.5	72.1
	損害額(千円)	1,631.1	2,168.8	-537.7	75.2
人口1万人当たり火災件数(件)		2.6	2.6	0.0	100.0

また、出火原因は、「たばこ」が115件(16.0%)、次いで「電気配線類」が95件(13.2%)、「電気製品」が86件(11.9%)であった。

表2 原因別火災状況(規制外対象物を含む)

原因		令和6年				令和5年				比較	
		件数 A		比率 %		件数 B		比率 %		A-B	
たばこ	寝たばこ	115	11	16.0	1.5	130	19	18.4	2.7	-15	-8
	その他		104		14.4		111		15.7		-7
電気配線類		95		13.2		74		10.5		21	
電気製品		86		11.9		72		10.2		14	
放火	建物内	77	42	10.7	5.8	82	37	11.6	5.2	-5	5
	建物外		35		4.9		45		6.4		-10
ガスこんろ		58		8.0		79		11.2		-21	
天ぷら油	ガス	51	42	7.1	5.8	47	36	6.6	5.1	4	6
	その他		9		1.2		11		1.6		-2
自動車等(放火除く)		29		4.0		24		3.4		5	
溶接(断)機		19		2.6		13		1.8		6	
電気ストーブ		16		2.2		16		2.3		0	
ライター		13		1.8		10		1.4		3	
ローソク		12		1.7		9		1.3		3	
電気こんろ		11		1.5		7		1.0		4	
火遊び		10		1.4		9		1.3		1	
ストーブ(電気以外)		7		1.0		2		0.3		5	
自然発火		7		1.0		7		1.0		0	
コンデンサ		6		0.8		3		0.4		3	
たき火		1		0.1		-		-		1	
不明		40		5.5		54		7.6		-14	
その他		68		9.4		69		9.8		-1	
合計		721		100.0		707		100.0		14	

※溶接(断)機とは、ガス溶接(断)機・電気溶接機をいう。

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

(2) 規制対象物の火災

令和6年中に規制対象物で発生した火災は435件で、焼損床面積は1,843㎡、損害額は2億1,335万2千円であった。前年に比べて、火災件数は5件の増加、焼損床面積は2,495㎡の減少、そして損害額は2億9,819万1千円の減少であった。

火災による死者は、放火自殺者を除くと13人で前年に比べて2人増加し、放火自殺者は1人であった。また、火災による負傷者は111人で、前年に比べて11人減少した。

表3 規制対象物の火災概況

焼損面積及び1件当たりの焼損面積の単位：㎡、損害額の単位：千円

区分		令和6年	令和5年	比較	比率(%)
		A	B	A－B	A／B
規制対象物	火災件数(件)	435	430	5	101.2
	焼損床面積(㎡)	1,843	4,338	－2,495	42.5
	損害額(千円)	213,352	511,543	－298,191	41.7
	1件当たり焼損床面積(㎡)	4.2	10.1	－5.9	42.0
	1件当たり損害額(千円)	490.5	1,189.6	－699.2	41.2
	死者(放火自殺者を除く)(人)	13	11	2	118.2
	死者(放火自殺者)(人)	1	－	1	－
	負傷者(消防職員を除く)(人)	111	122	－11	91.0

(3) 用途別にみた規制対象物の火災

休止休業中のものを除いた市内の規制対象物105,055件のうち、火災が発生した規制対象物は435件で全体の0.4%である。

これらを消防法施行令別表第一に掲げる用途別の火災発生件数でみると、共同住宅等(5)項口が191件と最も多く、次いで不特定多数の人が利用する複合用途防火対象物(16)項イが106件、その他複合用途防火対象物(16)項口が43件、飲食店(3)項口が27件となっており、これらの用途だけで規制対象物火災全体の84.4%を占めている。

表4 令別表第一（用途別）火災発生件数

項		用途	件数	比率(%)
(1)項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1	0.2
	ロ	公会堂・集会場	-	-
(2)項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-
	ロ	遊技場・ダンスホール	1	0.2
	ハ	性風俗関連施設	-	-
	ニ	カラオケ・個室ビデオ等	-	-
(3)項	イ	待合・料理店等	-	-
	ロ	飲食店	27	6.2
(4)項		百貨店・マーケット等	4	0.9
(5)項	イ	旅館・ホテル等	5	1.1
	ロ	共同住宅等	191	43.9
(6)項	イ	病院・診療所等	1	0.2
	ロ	養護老人ホーム・老人短期入所施設等	2	0.5
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	2	0.5
	ニ	幼稚園・特別支援学校	2	0.5
(7)項		小中高校・大学校等	3	0.7
(8)項		図書館・博物館等	-	-
(9)項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場等	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-
(10)項		停車場・発着場	-	-
(11)項		神社・寺院・教会等	-	-
(12)項	イ	工場・作業場	16	3.7
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	-	-
(13)項	イ	車庫・駐車場	1	0.2
	ロ	飛行機等の格納庫	-	-
(14)項		倉庫	10	2.3
(15)項		事務所等	17	3.9
(16)項	イ	特定の複合用途防火対象物	106	24.4
	ロ	その他複合用途防火対象物	43	9.9
(16の2)項		地下街	3	0.7
(17)項		文化財	-	-
(18)項		延長50メートル以上のアーケード	-	-
合計			435	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

表5 署別、用途別火災発生状況

署 用途		対象物数 A	火災件数 B	発生率 B / A (%)	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	水上
合 計		105,055	435	0.4	33	16	10	12	64	28	5	7	11	15	15	26	17	7	20	6	12	10	13	13	16	20	27	31	1
(1)項	イ	55	1	1.8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	1,019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2)項	イ	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	99	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	ハ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ニ	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3)項	イ	208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	3,174	27	0.9	4	-	-	3	6	2	-	-	2	1	-	1	-	2	-	-	1	-	4	-	-	-	-	1	-
(4)項		2,317	4	0.2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
(5)項	イ	2,978	5	0.2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	ロ	32,927	191	0.6	6	8	3	6	13	14	3	2	4	5	4	13	12	3	7	3	8	5	6	9	6	14	17	19	1
(6)項	イ	871	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
	ロ	946	2	0.2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ハ	1,868	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ニ	229	2	0.9	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(7)項		1,915	3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
(8)項		22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(9)項	イ	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(10)項		178	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(11)項		707	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(12)項	イ	6,769	16	0.2	-	-	2	1	2	1	-	1	-	-	1	1	1	-	2	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-
	ロ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(13)項	イ	3,427	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ロ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(14)項		5,367	10	0.2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	-
(15)項		12,457	17	0.1	3	-	-	-	3	2	-	1	-	-	1	1	1	-	1	-	-	1	-	2	-	1	-	-	
(16)項	イ	16,253	106	0.7	20	5	5	1	30	3	2	-	3	5	1	7	-	1	2	1	1	2	1	1	4	1	2	8	-
	ロ	10,798	43	0.4	-	1	-	-	5	6	-	1	1	2	3	1	2	-	5	1	-	-	2	-	5	2	4	2	-
(16の2)項		9	3	33.3	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(17)項		63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(18)項		195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

さらに規制対象物における火災を、出火用途別（複合用途防火対象物においては出火した部分の用途とする。）にみると、共同住宅等(5)項口が236件（(16)項のうち共同住宅等が存するもの45件を含む）で全体の54.3%、飲食店(3)項口が71件（16.3%）、事務所等(15)項が31件（7.1%）となっている。

また、用途別火災発生件数のうち、複合用途防火対象物(16)項で発生した火災149件の出火した部分の用途を件数の多い順にみると、共同住宅等(5)項口部分から出火した火災が45件、飲食店(3)項口が44件、事務所等(15)項が14件となっている。

表6 出火用途別火災発生件数

項		用途	件数	比率(%)
(1)項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1	0.2
	ロ	公会堂・集会場	-	-
(2)項	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	3	0.7
	ロ	遊技場・ダンスホール	1	0.2
	ハ	性風俗関連施設	-	-
	ニ	カラオケ・個室ビデオ等	-	-
(3)項	イ	待合・料理店等	-	-
	ロ	飲食店	71	16.3
(4)項		百貨店・マーケット等	13	3
(5)項	イ	旅館・ホテル等	5	1.1
	ロ	共同住宅等	236	54.3
(6)項	イ	病院・診療所等	1	0.2
	ロ	養護老人ホーム・老人短期入所施設等	5	1.1
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	2	0.5
	ニ	幼稚園・特別支援学校	2	0.5
(7)項		小中高校・大学校等	3	0.7
(8)項		図書館・博物館等	-	-
(9)項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場等	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-
(10)項		停車場・発着場	1	0.2
(11)項		神社・寺院・教会等	-	-
(12)項	イ	工場・作業場	25	5.7
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	-	-
(13)項	イ	車庫・駐車場	2	0.5
	ロ	飛行機等の格納庫	-	-
(14)項		倉庫	16	3.7
(15)項		事務所等	31	7.1
(16の2)項		地下街	3	0.7
(17)項		文化財等	-	-
(18)項		延長50メートル以上のアーケード	-	-
		居宅等（共用部分も含む）	14	3.2
		合計	435	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

(4) 原因別にみた規制対象物の火災

規制対象物での火災435件を出火原因別で見ると、電気製品が63件(14.5%)、たばこが57件(13.1%)、電気配線類が57件(13.1%)、ガスこんろが49件(11.3%)、天ぷら油が42件(9.7%)であった。

表6-1 規制対象物出火原因別

電気製品		63件	
たばこ	寝たばこ	8件	57件
	その他	49件	
電気配線類		57件	
ガスこんろ		49件	
天ぷら油	ガス	34件	42件
	その他	8件	
放火	建物内	33件	38件
	建物外	5件	
電気ストーブ		11件	
電気こんろ		11件	
ライター		10件	
溶接(断)機		9件	
自然発火		7件	
ローソク		6件	
コンデンサ		6件	
ストーブ(電気以外)		3件	
自動車等(放火除く)		3件	
火遊び		1件	
不明		21件	
その他		41件	
合計		435件	

共同住宅等(5)項口での火災191件(16)項のうち共同住宅等が存するものを除く)を出火原因別で見ると、たばこが39件(20.4%)、電気配線類が25件(13.1%)、電気製品が21件(11.0%)、ガスこんろが19件(9.9%)であった。

表6-2 共同住宅等出火原因別

たばこ	寝たばこ	5件	39件
	その他	34件	
電気配線類			25件
電気製品			21件
ガスこんろ			19件
放火	建物内	15件	18件
	建物外	3件	
天ぷら油	ガス	8件	14件
	その他	6件	
電気ストーブ			8件
ライター			7件
ローソク			5件
電気こんろ			3件
ストーブ(電気以外)			3件
自然発火			1件
コンデンサ			1件
溶接(断)機			1件
自動車等(放火除く)			1件
不明			11件
その他			14件
合計			191件

表7 用途別原因別の火災件数

原因 用途	合計	電気製品	たばこ		電気配線類	ガスこんろ	天ぷら油		放火		電気ストーブ	電気こんろ	ライター	溶接（断）機	自然発火	ローソク	コンデンス	ストーブ（電気以外）	自動車等（放火除く）	火遊び	不明	その他
			寝たばこ	その他			ガス	その他	建物内	建物外												
合計	435	63	8	49	57	49	34	8	33	5	11	11	10	9	7	6	6	3	3	1	21	41
(1)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ロ	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)項	ロ	27	-	-	1	2	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7
	(4)項	4	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
(5)項	イ	5	1	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	191	21	5	34	25	19	8	6	15	3	8	3	7	1	5	1	3	1	-	11	14
(6)項	イ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ニ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(7)項		3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
(12)項	イ	16	5	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	5	5
(13)項	イ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
(14)項		10	3	-	1	2	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-
(15)項		17	5	-	1	7	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-
(16)項	イ	106	16	1	9	11	15	13	2	10	1	1	4	2	1	-	1	-	1	-	6	11
	ロ	43	8	1	2	3	4	4	-	5	1	2	2	-	3	1	1	2	-	-	1	3
(16の2)項		3	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表8 複合用途対象物の発生場所及び原因別の火災件数 (16)項イ)

原因 用途	合計	電気製品		ガスこんろ		天ぷら油		電気配線類		放火		たばこ		電気こんろ		ライター		コンデンス		自然発火		電気ストーブ		溶接（断）機		自動車等（放火除く）		不明		その他	
		ガス	その他	ガス	その他	建物内	建物外	寝たばこ	その他	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	11				
原因	(2)項イ	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3)項ロ	39	3	11	9	1	4	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	6	-	-		
	(4)項	9	5	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
	(5)項ロ	29	3	4	3	1	3	-	-	1	-	1	2	2	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	2	5	-	-		
	(6)項ロ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
	(10)項	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(12)項イ	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
	(13)項イ	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(15)項	11	4	-	-	-	2	1	1	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	居宅等	8	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表9 複合用途対象物の発生場所及び原因別の火災件数（(16)項口）

原因 用途	電気製品		放火		天ぷら油		ガスこんろ		たばこ		電気配線類	溶接（断）機	電気こんろ	電気ストーブ	コンデンス	ローソク	自然発火	不明	その他
	建物内	建物外	ガス	その他	4	-	4	1	2	3	2	3	2	2	2	1	1	1	3
合計	43	8	5	1	4	-	4	1	2	3	2	3	2	2	2	1	1	1	3
(3)項口	5	-	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
(5)項口	16	2	1	-	2	-	2	1	1	1	1	1	1	2	-	1	-	-	2
(12)項イ	7	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-
(14)項	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	2	-	-	-	-
(15)項	3	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅等	6	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 火災の発見と避難状況

(1) 火災の発見者、発見に至った経過及びその後の行動

火災の発見者は、規制対象物の火災435件のうち、火気取扱者が135件(31.0%)、次いで火元勤務者68件(15.6%)、火元居住者58件(13.3%)、同一建物内居住者50件(11.5%)の順に多く、これらで71.4%を占めている。

表10 火災の発見者

発見者	件数	比率(%)
火気取扱者	135	31.0
火元勤務者	68	15.6
火元居住者	58	13.3
同一建物内居住者	50	11.5
通行人	28	6.4
同一建物内勤務者	23	5.3
近隣者	22	5.1
客・外来者	18	4.1
警備員・常駐以外	9	2.1
警備員・常駐	6	1.4
同一敷地内勤務者	3	0.7
警察官	3	0.7
工事関係者	3	0.7
管理人	3	0.7
発見者に同じ	1	0.2
消防職員	1	0.2
同一敷地内居住者	1	0.2
通報者に同じ	1	0.2
その他	2	0.5
合計	435	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

また、火災を発見するに至ったきっかけは、火煙が163件(37.5%)、自動火災報知設備が70件(16.1%)、臭気が68件(15.6%)であった。

表11 火災発見のきっかけ

発見のきっかけ	件数	比率(%)
火煙	163	37.5
自動火災報知設備	70	16.1
臭気	68	15.6
火気取扱中	42	9.7
物音	42	9.7
住宅用火災警報器	6	1.4
熱気	5	1.1
スプリンクラー	1	0.2
その他	38	8.7
合計	435	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

さらに、発見者の火災発見後の行動として、多い順に119番通報したが94件(21.6%)、消火に従事したが91件(20.9%)、人に火災を知らせたが50件(11.5%)となった。

表12 発見後の行動

発見後の行動	件数	比率(%)	発見後の行動	件数	比率(%)
119番通報した	94	21.6	通報後人に知らせた	4	0.9
消火に従事した	91	20.9	避難誘導等をし消火に従事した	4	0.9
人に火災を知らせた	50	11.5	避難誘導等をした	3	0.7
消火してから通報した	26	6.0	避難してから通報を依頼した	3	0.7
消火してから人に知らせた	15	3.4	消火したが消えず人に知らせた	3	0.7
人に火災を知らせ通報した	14	3.2	人に消火を依頼し通報した	3	0.7
人に通報を依頼した	12	2.8	消防機関に駆付けた	2	0.5
消火したが消えず通報した	12	2.8	避難してから通報した	2	0.5
燃焼物を他に移した	11	2.5	消火したが消えず通報を依頼した	2	0.5
消火したが消えず避難した	11	2.5	救助を求めた	1	0.2
何もしなかった	10	2.3	警報設備を作動させた	1	0.2
熱源を断った	9	2.1	熱源を断ち出火箇所を探した	1	0.2
警察に通報した	9	2.1	避難してから人に知らせた	1	0.2
人に消火を依頼した	6	1.4	人に通報と消火を依頼した	1	0.2
避難した	5	1.1	その他	7	1.6
消火準備中拡大し消火できず	5	1.1			
人に火災を知らせ消火に従事	5	1.1			
通報依頼し避難誘導等をした	4	0.9			
通報依頼し消火に従事した	4	0.9			
通報後消火に従事した	4	0.9			
合計			435	100.0	

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。

(2) 避難状況

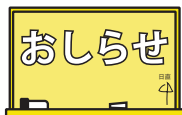
規制対象物の火災435件のうち、出火建物にいた人が階段等を使用して避難を行った火災は60件であり、その内訳は次のとおりであった。

なお、使用していない理由としては、階段室に煙が充満していた又は火災の規模等の理由により避難をする必要がなかった等であった。

表13 避難状況

避難状況	件数	比率(%)
避難状況	件数	比率(%)
屋内階段	25	41.7
屋外避難階段	12	20
屋内避難階段	10	16.7
屋外階段	9	15
エレベーター	3	5
その他	1	1.7
合計	60	100.0

比率については、小数点第二位を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある。



第73回全国消防技術者会議の開催について (ご案内)

消防研究センター

消防研究センターでは、消防に関わる全国の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。

今年度は、下記のとおり開催する予定です。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

1 開催日

令和7年11月20日(木)・11月21日(金)

2 場 所

三鷹市公会堂 東京都三鷹市野崎1-1-1

※会場での講演・発表のうち可能なものは、消防研究センターのホームページから後日配信する予定です。

※前回の発表動画等は、以下のページからご視聴いただけます。

https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/gijutsusha_kaigi/gijutsusha_kaigi_72th/haishin.html

3 定 員

1 日目500人

2 日目550人(予定)



4 参加費

無料

5 内 容(予定)

11月20日(木)

■特別講演

- ・講師：家田 仁 特別教授(政策研究大学院大学)

- ・演題：「能登半島地震や八潮陥没事故を踏まえた非常時のインフラ機能と緊急活動」(仮題)

- 「令和7年度消防防災科学技術賞」の表彰式および受賞者による発表

11月21日(金)

- 「令和7年度消防防災科学技術賞」の受賞者による発表

■第28回消防防災研究講演会

- ・テーマ「岩手県大船渡市における林野火災」(仮題)

6 プログラム及び参加申込み

消防研究センターのホームページ(<https://nrifd.fdma.go.jp/>)をご覧ください。

7 問い合わせ先

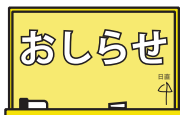
消防庁 消防研究センター 研究企画部
〒182-8508

東京都調布市深大寺東町4-35-3

TEL：0422-44-8331

E-mail：73_gijutsusha@fri.go.jp

検定協会だより 令和7年8月



有効期限を経過した受託評価品目

【漏電火災警報器変流器】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
Z040201B	R2.5.12	広島県広島市南区大州三丁目1番42号	テンパール工業株式会社	R7.5.11
Z040203B	R2.5.12	広島県広島市南区大州三丁目1番42号	テンパール工業株式会社	R7.5.11
Z040204B	R2.5.12	広島県広島市南区大州三丁目1番42号	テンパール工業株式会社	R7.5.11
Z040205B	R2.5.12	広島県広島市南区大州三丁目1番42号	テンパール工業株式会社	R7.5.11
Z040206B	R2.5.12	広島県広島市南区大州三丁目1番42号	テンパール工業株式会社	R7.5.11
Z040207B	R2.5.12	広島県広島市南区大州三丁目1番42号	テンパール工業株式会社	R7.5.11
Z041001B	R2.5.12	広島県広島市南区大州三丁目1番42号	テンパール工業株式会社	R7.5.11

【地区音響装置】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評音第17～1号	H17.5.25	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R7.5.24
認評音第 25～101～1号	H27.6.4	山形県米沢市八幡原四丁目3146番地の13	サクサテクノ株式会社	R7.6.3

【非常警報設備・一体型】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評非第2020～7号	R2.6.15	東京都千代田区九段南四丁目7番3号	能美防災株式会社	R7.6.14
認評非第2020～8号	R2.6.15	東京都千代田区九段南四丁目7番3号	能美防災株式会社	R7.6.14

【非常警報設備・スピーカー】

型 式 番 号	承認 年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の 終期日
認評放第22～2号	H22.5.12	大阪府守口市八雲東町一丁目10番12号	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	R7.5.11

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

検定協会だより 令和7年8月

■■■業界の動き■■■

－会議等開催状況－

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会 （令和7年7月10日）

- ・あり方検討小委員会について
- ・組織改編（案）について
- ・あり方検討委員会で扱う議題の整理について
- ・消防技術戦略会議について
- ・令和7年度第4回事務局長会議結果について
- ・住宅用火災警報器の設置状況等調査結果（令和7年6月1日時点）について
- ・令和6年度中に発生した製品火災に関する調査結果について

○メンテナンス委員会

（令和7年7月15日）

- ・点検実務検討小委員会報告
- ・維持運用管理手法小委員会報告
点検実務マニュアル等の改訂について
- ・その他
住宅用火災警報器の設置状況等調査結果について
令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果について
予防技術検定の実施に関する公示について
東京消防庁 届け出に関するお知らせについて 等

- ・委員長連絡会報告

○技術委員会 （令和7年7月17日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
防水試験基準の成り立ちについて
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
- ・あり方検討小委員会報告
防災情報伝達に係る最近の動向について
- ・非常用放送設備専門委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○設備委員会 （令和7年7月24日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
光警報装置の設置促進状況について
東京消防庁 予防事務審査・検査基準の改訂について 等
- ・工事基準書改訂小委員会報告
工事基準書ハンドブックの改訂について
- ・その他
都道府県及び市区町村の庁舎に係る防火安全対策の徹底等について
火災予防分野における技術カタログの更新について
予防行政のあり方に関する検討会
消防技術戦略会議について 等
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和7年7月25日）

協 会 通 信

- ・火報企画検討小委員会報告
防災センターの技術基準改定について
- 火災通報装置の課題について
- 電話回線のIP化に伴う対応について
- 火災通報装置の基準に関する通知案
他 等
- ・火報システム自主管理専門委員会報告
- ・あり方検討小委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○住宅防火推進委員会

(令和7年7月23日)

- ・交換推進WG進捗について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・第52回国際福祉機器展第1回打ち合わせ会議
- ・住宅用火災警報器の設置状況等調査結果(消防庁)について
- ・住宅用火災警報器の維持管理広報ポスターの配布(消防庁)について
- ・組織変更について
- ・委員長連絡会報告

◆(一社)日本消火器工業会◆

○第4回 企業委員会

(令和7年7月3日)

- ・検定等申請・回収状況
- ・事務局長会議報告
- ・消火器リサイクル推進センターからの

報告

- ・社会貢献事業選定等について

○第3回 技術委員会

(令和7年7月11日) ※対面Web併用

- ・リチウムイオン蓄電池火災用消火器について

◆(一社)日本消火装置工業会◆

○第456回「技術委員会」

(令和7年7月4日 日本消火装置工業会)

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について
- ・CLT建築実証支援事業における「検討委員会」委員派遣について
- ・JIS改正原案作成委員会の委員派遣について
- ・公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)改定意見について
- ・建築設備計画基準・建築設備設計基準(令和6年版)改定意見について
- ・その他

○第234回「第二部技術分科会」

(令和7年7月24日 日本消火装置工業会)

- ・安全センター設備士講習テキスト改訂事項チェック依頼について
- ・泡消火薬剤交換範囲シールについて
- ・PFOA関連物質について

協 会 通 信

協 会 通 信

- ・ PFHxS関連物質
- ・ フォームヘッドの性能基準等について
- ・ その他

○第215回「第三部技術分科会」

(令和7年7月15日 日本消火装置工業会)

- ・ 高圧ガス貯蔵所の貯蔵所に関する事項について
- ・ ガス消火設備の法令・基準等見直し検討について
- ・ 令和6年度活動報告(案)について
- ・ 消火剤誤放出を防止する施策について
- ・ 消装工HP内の公開資料の見直し確認について
- ・ その他

◆(一社)日本消防ポンプ協会◆

○総務委員会

(令和7年7月22日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 事務局長会議等報告について
- ・ 救助装備部会作業部会について
- ・ 技術委員会報告
- ・ その他

○大型技術委員会

(令和7年7月18日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 品質評価細則見直しについて
- ・ その他

○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和7年7月18日 日本消防ポンプ協会会議室)

- ・ 省令改正、品質評価細則改正の進捗状況について
- ・ 今後の品質評価細則見直しについて
- ・ その他

協 会 通 信

検定協会だより 令和7年8月

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型 式 番 号	申 請 者	型 式	承認 年月日
差動式スポット型 感知器	感第 2025～10号	ホーチキ株式会社	1種 (24V、40mA)、非防水型、普通型、 再用型	R7.6.20
	感第 2025～11号	ホーチキ株式会社	2種 (24V、40mA)、非防水型、普通型、 再用型	R7.6.20
	感第 2025～12号	ホーチキ株式会社	2種 (24V、40mA)、防水型、普通型、再 用型	R7.6.20
定温式スポット型 感知器	感第 2025～13号	ホーチキ株式会社	特種 (24V、40mA)・公称作動温度60℃、 非防水型、普通型、再用型	R7.6.20
	感第 2025～14号	ホーチキ株式会社	1種 (24V、40mA)・公称作動温度70℃、 非防水型、普通型、再用型	R7.6.20
	感第 2025～15号	ホーチキ株式会社	特種 (24V、40mA)・公称作動温度60℃、 防水型、普通型、再用型	R7.6.20
	感第 2025～16号	ホーチキ株式会社	特種 (24V、40mA)・公称作動温度70℃、 防水型、普通型、再用型	R7.6.20
	感第 2025～17号	ホーチキ株式会社	1種 (24V、40mA)・公称作動温度70℃、 防水型、普通型、再用型	R7.6.20
定温式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2025～18号	ホーチキ株式会社	特種 (12V、20mA)・公称作動温度65℃、 防水型、普通型、再用型	R7.6.26
光電式住宅用防災 警報器	住警第 2025～1号	矢崎エナジーシス テム株式会社	外部電源方式、2種 (AC100V、55mA)、 自動試験機能付	R7.7.2

品質評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
消防用ホース	H0225DC10A	櫻護謨株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称40 (シン グル、ポリエステル ポリエステル/アラ ミド・ポリエステルフィラメント綾織、円 織)	R7.6.18
	H0226DC05A	櫻護謨株式会社	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称40 (シン グル、ポリエステル/アラミド・ポリエス テルフィラメント綾織、円織)	R7.6.18

認定評価 型式変更評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
非常警報設備・ 一体型	認評非第 2020～2～1号	ニッタン株式会社	防雨型、DC24V	R7.6.23

検定対象機械器具等申請一覧表

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	11	1,871	42.0	60.7
	小型	0	0	51	320,411	84.9	90.7
消火器用消火薬剤	大型用	0		2	226	皆増	108.2
	小型用			8	4,574	124.5	96.5
泡消火薬剤		0		26	191,980	159.1	132.2
感知器	差動式スポット型	0	0	37	250,785	93.3	120.5
	差動式分布型	0	0	13	6,505	106.3	112.6
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	-
	定温式スポット型	0	0	32	104,210	88.7	104.7
	熱アナログ式スポット型	0	0	9	12,480	189.8	141.1
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	-
	光電式スポット型	0	0	42	96,698	69.1	94.4
	光電アナログ式スポット型	0	0	16	56,808	91.0	99.7
	光電式分離型	0	0	1	120	29.9	61.2
	光電アナログ式分離型	0	0	2	46	37.7	86.6
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	5.4
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	1	100	83.3	241.5
	赤外線式スポット型	0	0	6	962	74.7	132.9
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	皆減	8.3
	炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-
発信機	P型1級	1	0	9	21,330	90.7	87.4
	P型2級	0	0	8	4,641	95.4	119.8
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	87	45,439	90.9	95.5
受信機	P型1級	0	0	50	2,554	70.8	95.6
	P型2級	0	0	18	2,176	51.8	52.6
	P型3級	0	0	1	40	100.0	3.0
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	9	163	86.2	94.5
	G型	0	0	3	5	38.5	48.6
	GP型1級	0	0	13	21	87.5	110.1
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	7	37,954	95.8	97.3
	GR型	0	0	19	245	81.7	112.8
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	19	77,093	76.9	43.7
流水検知装置		0	1	29	1,052	63.0	80.6
一斉開放弁		0	0	26	2,920	89.0	90.7
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	2	35	皆増	109.0
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	0	22	12,348	107.6	115.0
緩降機		0	0	3	430	100.7	112.4
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	26	102,696	115.7	118.1
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	36	408,380	93.4	104.8
合計		1	1	644	1,767,298	94.0	98.9

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価 申請件数	性能評価変更 申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	1	8	皆増	36.0
予備電源	0	0	0	4	15,482	94.8	77.7
外部試験器	0	0	0	7	235	123.0	91.2
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	1	497	皆増	149.4
	受信装置等	0	0	0	0	-	-
光警報装置		0	0	1	100	皆増	162.5
	光警報制御装置	0	0	0	0	皆減	230.0
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	5	155,322	1,479.3	263.6
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	6	501,000	110.6	98.1
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	2	0	0	3	2,800	466.7	84.6
消火設備用消火薬剤	0		0	4	58,420	151.3	126.6
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0		51	70	107.7	165.1
	可搬消防ポンプ	0	0	3	341	105.9	121.8
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0		1	180	47.4	114.4
	呼称65以下のもの	0		1	30	150.0	148.4
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	7	14,258	113.0	147.6
	平 40以下のもの	2	0	9	29,135	104.9	120.2
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	1	0	5	7,300	97.3	118.6
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	皆減	皆減
消防用結合金具	差込式	0	0	32	111,394	132.1	106.9
	ねじ式	0	0	28	13,380	78.5	92.2
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	-	-
	同一形状	0	0	3	654	164.3	490.9
漏電火災警報器	変流器	0	0	12	5,399	157.6	120.9
	受信機	0	0	8	2,463	99.4	95.9
エアゾール式簡易消火具	1	0	0	1	25,985	86.7	127.6
特殊消防ポンプ自動車	0		0	14	15	88.2	125.0
特殊消防自動車				0	0	皆減	200.0
可搬消防ポンプ積載車	0		0	2	2	皆増	100.0
ホースレイヤー	0	0	0	2	3	33.3	120.0
消防用積載はしご	0	0	1	3	20	19.4	62.0
消防用接続器具	0	0	2	17	4,507	117.2	118.8
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				9	47	188.0	118.3
オーバーホール等整備				5	5	125.0	113.0

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置		0	0	0	18	28,692	105.3	127.9	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	0	34	3,372	99.7	98.5	
	放送設備	0	0	0	55	91,416	116.8	90.6	
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-	
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-	
総合操作盤		0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	11	3,360	136.3	105.6	
	2号消火栓	0	0	0	14	1,410	101.4	92.8	
	広範囲型2号消火栓	0	0	0	11	1,620	289.3	133.5	
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-	
	ノズル	0	0	0	27	11,571	145.2	102.1	
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0		0	14	97,169	455.3	176.1	
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
					依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
特定駐車場用泡消火設備		0	0	6	6	7,625	74.0	34.8	
認定評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置			0	0	0	13	13	108.3	83.7
特定機器評価業務		総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
						依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
特定消防機器等		0	1	0	0	5	7,009	43.9	112.0
受託試験及びその他の評価		依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		1							
受託試験(その他の契約等)						2	2	100.0	180.0
評価依頼(基準の特例等)		1							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

***** 訂正とお詫び *****

「検定協会だより（第534号及び第535号）」令和7年6月及び7月発行の編集後記に次のとおり一部誤植がありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

【正】 横浜市消防局長 佐々木功喜 様

【誤】 横浜市消防局長 佐々木功嘉 様

気が付くと、令和7年度の第1四半期が過ぎ、令和7年も振り返し点を過ぎました。

この暑さからなのか、近所ではセミの声がなかったですね。最近は少しずつ鳴き声が聞こえるようになってきています。

しかし、相変わらず熱中症搬送のニュースが多いですね。

総務省消防庁の全国の熱中症による救急搬送状況 令和7年7月7日～7月13日（速報値）の「令和7年 都道府県別熱中症による救急搬送人員 前年同時期との比較」を見ると、47都道府県で今年の搬送者数が昨年の搬送者数より多くなっています。

梅雨明けを迎えますが、熱中症の危険度は上がります。また、夏休みを迎えますが、水の事故も多く

なっています。海や川での行動には十分注意してください。

でも、子供や学生は夏を満喫するのでしょうか。でも、親世代としてはちゃんと勉強してくれということでしょうか。昔の自分を見ているようです。

閑話休題。検定協会の8月号での情報は、総務大臣に報告した事業報告、協会の財務についてです。詳細は協会HPもご覧ください

さて、今月号の本誌巻頭のことばは、名古屋市消防局長の伊藤一義様にご寄稿いただきました。誠にありがとうございました。

9月号では、札幌市消防局長の坂上新次様には巻頭のことばを、当協会からは「令和7年度予防技術講習会開催結果について」などを掲載する予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。

e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

